

# 伊佐市農業委員会 7 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 30 日 (月) 午前 9 時 5 分から 9 時 58 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (30 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	11 番委員	1 番推進委員	13 番推進委員
2 番委員	13 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員	14 番委員	3 番推進委員	15 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	17 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	18 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	19 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	20 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	
10 番委員		9 番推進委員	
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 1 1 番委員 1 4 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長  
農地振興係書記

【開始時間 午前9時5分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
台風21号、22号と続けて接近したわけですが、稲刈りの方はいかがだったでしょうか。済まれたでしょうか。  
本日、出席人数は13人で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
11番農業委員と14番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」の報告第1号につきまして、資料1ページから32ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が146件、うち田255筆、畑52筆で、農地法による解約が5件、うち田9筆、畑4筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 102ページをお開きください。  
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権貸借についてご説明いたします。  
期間は3年から20年で、面積は田1,555,064㎡、畑249,781㎡、計1,804,845㎡です。なお、設定期間が5年・10年において貸付け開始が12月1日からという設定が入っていると思いますが、これにつきましては、全て中間管理機構貸付けでありますので、申し添えます。  
利用権を設定する者の数335名、設定を受ける者の数33名、土地の明細につきましては、33ページ整理番号1番から101ページ整理番号386番のとおりです。  
以上、報告を終わります。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。  
  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

事務局 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。  
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月20日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。  
申請人 KRさんは、伊佐市大口山野4063番地に居住され、自治

会は下之馬場で、年齢は65歳です。

渡し人 KTさんは、伊佐市大口山野4063番地に居住され、自治会は下之馬場で、年齢は93歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口山野字京塚3521番、地目は田、地積は2,296㎡と、山野字三丸田4088番、地目は田、地積は2,040㎡で、2筆合計4,336㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与面積4,336㎡で取得可能面積となります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースになります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、委任状等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る10月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市菱刈荒田3167番地1に居住され、自治会は青木元で、年齢は56歳です。

渡し人 YHさんは、福岡県糟屋郡志免町大字田富1丁目11の1に居住され、市外住民で、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2460番で、地目は田、地積は1,923㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は18,255㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 株式会社 KHさんは、鹿児島市上福元町6921番地1にある農地所有適格法人であります。

渡し人 KNさんは、薩摩郡さつま町虎居745番地にある農業協同組合であります。

申請地は、伊佐市大口平出水字中野2263番11外2筆で、地目は畑、地積は合計71,543㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は1,971,231㎡で取得可能面積であります。

法人経営であり、通作距離は受人畜舎より北へ約1kmで、現況は良

く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番・5番については、譲受人が同一ですので一括して報告をお願いします。4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号4番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口篠原1943番地1に居住され、自治会は篠原で、年齢は70歳です。

渡し人 ETさんは、北九州市戸畑区一枝四丁目10番地19号に居住されております。ただし、渡し人は外2名となっております。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1923番2、地目は畑、地積は720㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は93,618㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は不耕作地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当

しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

次に、整理番号5番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口篠原1943番地1に居住され、自治会は篠原で、年齢は70歳です。

渡し人 OIさんは、伊佐市大口宮人380番地1に居住され、自治会は八代で、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1924番、地目は畑、地積は768㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は93,618㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は不耕作地であります。整理番号4番の畑とは隣接地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番・5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番・5番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、14番農業委員の報告を求めます。

1 4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農業委員 整理番号6番につきまして、去る10月26日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。

申請人 IKさんは、伊佐市菱刈荒田2613番地1に居住され、自治会は青木元で、年齢は63歳です。

渡し人 IAさんは、伊佐市菱刈荒田3183番地に居住され、自治会は青木元で、年齢は82歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口2367番2外7筆で、地目は田6筆で、地積は計5,991㎡、地目畑2筆で計1,897㎡、地積合計は7,888㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は今回の贈与面積7,888㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は全ての田・畑が約2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更<sup>除外</sup>申出」の意見決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5番 農業委員	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更<sup>除外</sup>申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番について、去る10月24日、4番農業委員、15番農業委員、私5番農業委員3名と、申請人の代理人、O司法書士さん立会のもと共同調査を行いましたので、5番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請者は、伊佐市大口大田2373番地2に居住されている KKさん58歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番46で、地目は畑、地積は913㎡です。</p> <p>所在地は、大口高校から北へ約900m位の所に位置し、北側は畑、南側は畜舎、東側も畜舎、西側は通路を挟んで畑で、農用地区外周辺部のため除外することで、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>農振除外の目的は、休憩室及び事務所建設という申請であります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、委任状が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>5番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
	<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号2番について、14番農業委員の報告を求めます。</p>

1 4 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更<sup>除外</sup>申出」の意見決定  
農 業 委 員 についてのうち、整理番号2番について、去る10月24日、3番農業  
委員、私14番農業委員2名と、申請者の代理人 UTさん立会いの  
もと共同調査を行いましたので、14番農業委員が報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈南浦1042番地17に居住されている TT  
さん66歳で、自治会は永池であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1294番18で、地目は畑、地積  
は561㎡で、現況は荒れた畑であります。

本申請は、太陽光発電施設として除外申請するもので、所在地は九州  
電力南九州変電所から南へ約300mに位置し、周囲に与える影響はな  
いと思われま。

添付書類として、農用地利用変更申請書、字図、全部事項証明書、そ  
の他必要書類が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地  
を除外することは問題ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審  
議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 14番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・  
質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求  
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更<sup>除外</sup>申出」の意見決定  
農 業 委 員 についてのうち、整理番号3番について去る10月24日、11番推進  
委員、17番推進委員、私8番農業委員3名と、行政書士 Mさん立会  
いのもと共同調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈荒田3167番地1に居住されています MMさんと、伊佐市菱刈荒田3238番地に居住されています MSさんと、神奈川県平塚市山崎5927番地1グループホーム幸せふくろうに居住されています YMさんの3名です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3105番1、地目は畑、地積は912㎡、同じく字曾源寺原3106番1、地目は畑、地積は310㎡、同じく字曾源寺原3106番2、地目は畑、地積は273㎡の3筆で、地積合計は1,495㎡です。除外後は、太陽光発電施設の転用申請であります。

所在地は、県道針持荒田へ通じる道路と、こがねロードの十文字の交差点を南へ150m位の所に位置し、北側は貯木場跡、南側は農道、東側はこがねロード、西側は畑で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、農用地利用変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願い

議長 8番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更除外申出」の意見決定について、申請件数3件について、意見決定3件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につい

て提案いたします。

整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る10月24日、2番推進委員、18番推進委員、私1番農業委員の3名と、申請人の代理人行政書士 Mさん立会いのもと共同調査を行いましたので、1番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、東京都品川区大崎一丁目11番2号にあります 株式会社 R 代表取締役 TSさんです。

譲渡人は、伊佐市大口下殿1117番に居住されている KYさんで、自治会は高津原で、年齢は80歳です。

同じく、伊佐市大口宮人628番地88に居住されている OHさんで、自治会は下ノ木場で、年齢は72歳です。

同じく、鹿児島市田上五丁目3番2号に居住されている KSさんで、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字前原1112番1で、地目は田、地積は1,680㎡外2筆で、合計2,863㎡であります。

所在地は国道267号線を羽月方面に行き、旧大口南中学校手前の曾木の滝入口の右側になります。北側は土地改良区の公衆道路を挟み田、西側は田、東側は国道267号で、南側は県道となっており、

目的はコンビニエンスストア建設で、農地区分は農用地区域外で第1種農地、都市計画区域外となっております。また、25年の賃借権を設定してあります。

中心に土地改良区の水路が通っていますが、ローソン側はその水路は使用しないということで、土地改良区との意見書も添付してあります。その水路には、蓋をし、汚廃水の処理については、合併浄化槽を設置し、処理された水や雨水は、県道側の側溝に流すとのことです。

現況より40cmの盛土を行い、店舗の周りには目隠し用の防御柵をし、西側の境より10m控えた店舗が出来るそうですが、隣接する土地の所有者には、日照関係等もあるので了解を得るよう代理人に伝えてあります。駐車場は大型車2台、普通車18台が駐車出来るよう設定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、案内図、土地改良区所在図、配置計画書、平面図、断面図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、定款、農地転用地区除外等の通知及び意見書交付願い、履歴事項全部証明書、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願  
いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は  
ございませんか。

(「はい」という声あり。)

1 7 番 汚水を県道側の側溝に流すということですが、側溝がありますか。  
推 進 委 員

1 番 曾木の滝に行く方にあります。  
農 業 委 員

議 長 他に質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求  
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につい  
農 業 委 員 てのうち、整理番号2番について、去る10月24日、申請人の代理人  
行政書士 TRさん立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私  
9番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、9番農業委員が報告  
をいたします。

譲受人は、千葉県市川市南行徳一丁目8番19号に居住されている  
TE合同会社 業務執行社員 OHさん一般法人であります。

譲渡人は、伊佐市大口鳥巢938番地に居住されている SKさん7  
3歳で、自治会は鳥巢下であります。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字松木原1426番14で、地目は田、地積は1,681㎡であります。

所在地は、総会資料の111ページをご覧ください。東側は太陽光発電施設、西側は宅地、南側は市道、北側は太陽光発電施設であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書及び、必要書類等は全て添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る10月24日、申請人 T林業の社長夫人立会のもと、1番推進委員、7番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口上町44番地5に居住されている T林業 KUであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北2964番地に居住されている NSさん84歳であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は車両用通路となっております。

申請地は、伊佐市菱刈市山字小苗代原2509番1で、地目は畑、地積は1,681㎡であります。

所在地は、ジョイフルから北へ約200mに位置しており、南側は畑、東側は土場、北側は土場、西側は市道であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る10月24日、申請人の代理人T行政書士さん立会いのもと、5番農業委員、15番農業委員、私4番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、4番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、熊本県菊池郡菊陽町杉並台2丁目5番13号に居住されている MMさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口篠原1847番地2に居住されている NHさん50歳で、自治会は篠原であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地とな

っており、転用目的は太陽光発電施設で隣接宅地との一体事業であります。

申請地は、伊佐市大口篠原字松ヶ迫上1858番2で、地目は畑、地積は571㎡であります。

所在地は篠原自治会館から北東へ約650mに位置しており、現状は不耕作地となっており、東側は道路を挟んで畑と田、西側は山林、南側は太陽光発電施設、北側は山林であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、経済産業省の発電設備認定通知書の写し、及び工事負担金請求書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

議長 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数4件については、4件が処分決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をします。  
去る5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。

24日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第7回農業委員会の総会です。

11月の行事予定ですが、6日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。29日が第8回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(全員なし)

事務局 これで、平成29年度 第7回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時58分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 11 番

伊佐市農業委員 ..... 14 番